

更 新 意 見

2005年4月20日

被告人 向山 和光

暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件について、陪席の裁判官の交代にともなう更新手続きに際しての私の意見は以下のとおりです。

1. これまでの公判をとおして私たちの無実が明らかになった

2003年2月の初公判以来これまでの2年有半、38回にのぼる公判闘争をとおして、国労5・27臨時大会闘争弾圧の不当性はますます明らかになり、検察側立証もまだ半ばという段階ですが、われわれの無実・無罪はいよいよ明白となりつつあります。

検察官は、全く不当にも私たち8名を暴力行為等処罰に関する法律違反で起訴しています。確かに、私たちは2002年5月27日、神田の「東京グリーンホテル御茶ノ水」の前に行きました。しかし私も他の7名も、国労本部派組合員に対して暴行を加えた事実は全くありません。また検察官はありもしない暴行の共謀をデッチ上げようとしていますが、このような共謀の事実も全くありません。私と他の7名は百パーセント無実であり無罪です。

そして、これまで公判闘争をつうじて私は、7名の国労組合員の「仲間を裏切らない」「仲間を大切に作る」そして「労働者階級の自己解放のために生きる」というあり方から多くを学ぶことができ、その精神で私自身の生き方やあり方を律していきたいと心から思っています。

そうであるがゆえに、この2年有半の闘いをとおして、弾圧の張本人である国家権力と国労本部派への怒りはますます湧きあがり、彼らと共にこの裁判に勝利する決意は絶対不動になっています。

2. 国鉄闘争支援者とは何か

8名の被告のうち7名が国労組合員である中で、私1人が国鉄闘争支援者です。そして、私は当日、国鉄闘争支援者として、4党合意反対派の国労組合員が本部派に国労共闘のビラをまいて抗議の意思を示し、説得活動を行うのを支持し、さらに警察権力の介入を監視し不当な弾圧から彼らを守るために、ホテル前に行きました。

警視庁公安部はこの日の出来事から4ヵ月以上経ってから、何もやっていない私たちを突然逮捕したのですが、警察の情報操作に踊らされたマスコミは、逮捕を伝える記事の中で「中核派活動家が国労に集団で暴力行為を働いた」などと、労働組合が外部の政治勢力から攻撃されたかのような報道をしました。

このような記事がいかに警察に操られたデマキャンペーンであるかを明らかにするために、国鉄闘争支援者とはどのような存在なのかということについて一言述べます。

本件の歴史的経緯と社会的背景は、1980年代初めに攻撃が始まり1987年4月に強行された国鉄分割・民営化問題にあります。それは当時の中曽根首相の「戦後政治の総決算」攻撃の中心であり、今日にいたる政治反動と労働者・労働組合への攻撃の出発点をなすものでした。これは当時、世論を二分し、国鉄労働者だけではなく、すべての労働者にとって重大な利害と未来のかかった切実な問題でした。それから20年近くを経過し、日本が戦争と恐慌の時代に転げ落ちていっている現在において、すべての労働者にとって国鉄闘争のもつ意味は変わらないどころかむしろ大きくなっています。

すでに本裁判の冒頭意見でも述べたように、私は戦後生まれですが、出生地は

中国東北部の吉林省です。いわゆる引き揚げ者です。戦争と深く関わって生を得たというまぎれもない事実は、私の生き方の原点となり、私の人生に深い影響を与えました。その後、学んだ日本の侵略と侵略戦争の事実は、私自身の生い立ちとも重なり合い、私の胸に深く刻み込まれました。そして私は、学生時代から自分の信念と行動原理を戦争反対におき、労働者階級が主人公になる社会の実現をめざす運動に参加するようになり、以来40年間、闘いぬいてきました。

その中で、私は1970年代から動労千葉の闘いを一貫して支援してきました。動労千葉の推し進める労働組合運動を前進させることが、戦争を本当に阻止する階級的な労働運動を確立していくことにつながると考えてきたのです。

さらに1980年代初めに国鉄分割・民営化攻撃が始まると、動労千葉とともに国労の闘いも支援してきました。私は、国労闘争団を中心とした国鉄労働者の闘いこそ労働者の団結の柱であり、そこに労働運動の未来があると確信しています。だから私は、どんなことがあっても闘争団や闘う国労組合員を守らなければならないと固く決意して闘ってきました。

私は、国鉄闘争 = 1047名解雇撤回闘争をめぐる2000年5月の4党合意と02年4月の3与党声明、さらに組合員資格の剥奪まで大会決定されようとしていた同年5・27臨時大会をめぐる問題をまさに自分の問題としてとらえ、それに反対する立場から当日、ホテル前にかけてつけたのです。

この日、私のほかにも多くの国鉄闘争支援の仲間がかけつけました。国労の闘いを支援するようになった理由や支援してきた期間は、それぞれ異なるでしょうが、この5・27臨時大会のもつ重要な意味を自分の問題としてとらえて反対するという思いと、4党合意反対派の組合員の闘いを全力で支援しようという気持ちは同じだったと思います。

3. 公安警察官 = 貞山明のウソとデタラメな証言を弾劾する

これまで38回の公判を重ねてきましたが、その中で私をその日の行動の「リ

ーダー」としてデッチ上げるために意図的にウソとデタラメを述べ立てた公安警察官 = 貞山明の証言を徹底的に弾劾します。

(1) 「おまえが頭か」と言ったというウソの証言

第一点は、「おまえが頭(かしら)か」と言ったというウソの証言についてです。

貞山証人は、第12回公判(2003年9月17日)の検察側主尋問において次のように証言しました。

牧島検察官 被告人向山が歩き出すとき、あなたは何か行動をとりましたか。

貞山明証人 はい、私は車道にいましたが、同じように歩き出し、向山被告のほうに近寄っていきました。2メートルぐらいの距離で、向山被告の上半身を私は左手の人差し指で指さしながら、「おまえが頭か」と言いました。

牧島検察官 「おまえが頭か」というのはどういう意味ですか。

貞山明証人 君が責任者かという意味です。(傍聴席のざわめきあり)(証人尋問調書6～7ページ)

この貞山証人の証言はまったくのウソです。私はそのあまりのデタラメに、この証言を聞いた瞬間に立ち上がって反論しようと思いましたが、ぐっところえました。そして、弁護側反対尋問の終わりの方で萱野弁護人をおして裁判長の許可を受け、直接、貞山証人を追及しました。私の質問の途中で、牧島検事が妨害のために「異議」を出してきたことで質問は中断しましたが、追及を続けました。証人尋問調書のその前後をつなぐと以下のように追及していることがわかります。

向山被告 証人は、5月27日、本当に現場にいたんですか。

貞山証人 行っております。

向山被告 そして、私を指さして、「おまえが頭か」と言ったということを言っていましたよね。

貞山証人 はい、行っております。

向山被告 それは事実ですか。

貞山証人 事実です。

向山被告 全くの嘘じゃないですか。私は、あなたの顔をよく知っています。特徴がありますし、よく知っています。それと、警察官が私たちに対して、特に私に対して何か言ってることについては、必ず覚えております。したがって、あなたから指を指されるということはなかったし、それから、おまえ、頭かというやくざみたいな言い方をされたときには、必ず覚えてるんですよ。

〔ここで検事の不当な異議が入り、そのやりとりの間中断したが、異議が棄却され、質問を再開しました。〕

向山被告 おまえが頭かというような、やくざが言うような言葉であった場合には、尚更のこと、私はよく覚えてるんですよ。しかし、そうしたこと、指さされたことや、そのように言われたことは私は全く覚えていない、ないしは、覚えていないどころか、そういう体験もしてないんです。それは、あなたの間違いか、あなたが嘘を言ってるか、どっちかと思うんですけど、その点について改めて記憶を喚起していただきたいと思います。裁判長に言いますけども、今私が申しましたように、私の経験したことは、今述べたことは事実です。(同80～82ページ)

貞山証人の証言がウソであるなによりの証拠は、彼が言ったという「おまえが頭か」という言葉そのものにあります。

牧島検事が思わず「『おまえが頭か』というのはどういう意味ですか」と聞き返さずにはおけなかったほど、この発言は常識離れしています。私は法廷で「やくざが言うような言葉」と言いましたが、これはおよそ世間で通用する言葉ではありません。貞山証人自身、検事の問いに答えて「君が責任者かという意味です」と言っていますが、当時のその場でもそのように言えば通じることです。

「君が責任者か」と言ったという話をねつ造するのではあまりにも一般的なので、貞山証人は作為をこらして「おまえが頭か」と言ったことにして、そのこと

を覚えていたと主張しているのですが、まさにそこにこそウソの正体が現れています。

(2) 都革新の上高井戸事務所に私の個室があったというデタラメな証言

第二点は、検察官が「杉並共同購入会館」と誤って呼んでいる、都革新上高井戸事務所に私の個室があったというデタラメな証言についてです。

牧島検察官は、私が当日の行動のリーダーであることを裏付けるいくつかの事実の一つとして、同事務所に私の個室があったというデタラメな証言を貞山証人にさせました。

(イ) ダンボール箱を見たというウソ

第12回公判で、このことについての弁護側の追及に対して貞山証人が答えたことを整理すると以下のようになります(各項目の最後のページ数は証人尋問調書のページ)

・平成13(2001)年4月ないし6月の同事務所の家宅搜索の際、「1階奥の部屋」に「向山被告の荷物が置いてあるということで、向山被告の部屋」と確認した(56ページ)

そして貞山証人は、その時点で確認した荷物は「段ボール箱に向山という紙片が書いてあって、そこに本だとか、共産主義者だとか、清水選集などと書かれたもの」(同59ページ)と証言しています。

・それ以降も、数回、同事務所の家宅搜索の際に、その部屋に「向山被告の荷物がそのままということで、個室として使用してる」と認定してきた(58ページ)

・平成14(2002)年10月7日の同事務所の家宅搜索の際に、帰りがけにその部屋を見たときに、「荷物は確認しておりませんが、部屋の雰囲気は変わってないという確認」をした(62ページ)

・同年11月13日の同事務所の検証の際に、その部屋から、「向山という紙

を張った〔4つの〕段ボール箱と、その中身を全部押収した」(69ページ)

貞山証人は、平成13年4月ないし6月の同事務所の家宅搜索の際に「段ボール箱に向山という紙片が書いてあるダンボール箱を確認して、この部屋は向山被告の個室であると認定したと主張しています。しかしこれがとんでもないデタラメなのです。

この段ボール箱の真相を明らかにします。私が2002年10月下旬に本件で起訴されたということで当分東京拘置所から出てこれないだろうと判断して、仲間が私の所持品のうちまず書籍類を整理してダンボール箱に入れ、当時、物置部屋になっていたその部屋に置いておいたところ、その直後の11月13日に警視庁公安部が検証と称して事務所に押し入り、私の名前を書いた紙片が貼ってあったということすべて押収していったということでした。これは私が2003年12月に保釈で出たあとしばらくして同事務所に行った際に聞いた話です。

ですから、私を逮捕した10月7日にはこの段ボール箱はその部屋どころか同事務所のどこにもなかったのです。貞山証人が、この日の家宅搜索の帰りがけにその部屋をのぞいたときに「荷物は確認できなかった」のは当然なのです()。

また、貞山証人がそのように言わざるをえなかったのは、萱野弁護人が「もし向山という名前を張った段ボール箱があれば、当然、向山さんの逮捕に伴う搜索差押として、向山さんの所持品も押収していたんではないですか」(65ページ)と質問しているとおりであり、さすがの貞山証人といえども、この日に「荷物を確認した」というデッチ上げ証言はできなかったのです。

そして、貞山証人が平成13年4月ないし6月時点の家宅搜索の際に、その部屋が私の個室であると認定した理由として、そのダンボール箱を確認したという証言が大ウソであることが明らかになるのです()。また、平成13年のその後の数回の家宅搜索の際に、その部屋で「荷物を確認した」というのもまったくのデタラメであることは言うまでもありません()。

(口)「北側更衣室」を「向山の個室」と強弁

さらに、この部屋が私の個室でないことが10月7日の「捜索差押調書」から明らかになりました。そこでの弁護人の追及と貞山証人の返答のやりとりは以下のようになっています。

萱野弁護人 あなたが特定した向山さんの個室とされてる部分は、本文の中ではどのような名称で記載されてますか

貞山証人 ちょっと分かりません。

萱野弁護人 よく見てください。図と照らし合わせたらすぐ分かりますよ。何という名称と呼ばれてましたか。

貞山証人 北側更衣室でしょうか。(同66ページ)

貞山証人は、この追及に対して最初は「ちょっと分かりません」ととぼけて逃げようとしたのですが、萱野弁護人に「図と照らし合わせたらすぐ分かりますよ」と言われて、それまでの空元気な大声とうって変わって蚊の鳴くような小さな声で「北側更衣室でしょうか」と答えざるをえなかったのです。

警視庁公安部は10月7日の家宅捜索の時点で、この部屋を「向山の個室」などとは認定していず、「北側更衣室」と呼んでいたのです。

この追及で追いつめられた貞山証人は悪あがきをして、この1階B区域の家宅捜索を担当した警察官が王子署から応援で派遣された峯田良市警部補であることに飛びついて、「捜査官の認識に甘いものがあった」などと責任転嫁しているのです。そして貞山証人は、最後の牧島検事の再主尋問に対する答の中で、この峯田警部補にかんして「警視庁公安部第1課にも籍を置いたこともなく、この杉並共同購入会館についての認識というか、それがなかった者」(同99ページ)と悪し様にいいなしています。

しかし、これはおかしい話です。本当に、峯田警部補が同事務所についての認識がなかったとしたら、事務所内の各部屋の呼び名を勝手につけるなどということとはできないはずですし、しないはずだからです。そのときは、峯田警部補の下に警視庁公安部第一課の室井昭彦巡查部長がついていて、「1階B区域見取図」を

作成して同調書の末尾に添付しているのですから、この「北側更衣室」という呼び名も室井巡查部長が、同事務所の家宅捜索に不慣れな峯田警部補に教えたから、調書に記載されたと考えるのが妥当なのです。

貞山証人は、自己の証言の破産をのりきろうと卑劣にも他の警察官に責任転嫁しようとして逆に墓穴を掘ってしまったのです。

以上の二点について全面的に反論しましたが、このことから「向山＝リーダー」論なるものをデッチ上げるために検察側がいかにかウソとデタラメな証言を貞山証人させたのが明らかになったと思います。

4 本件裁判と最近のビラまき弾圧の関連性について

本件の弾圧以降、反戦運動や労働運動におけるビラまき活動に対する弾圧が頻発しています。これらのビラまきへの弾圧は、言論・表現活動国家権力による不当きわまりない妨害であり、思想・表現の無条件の自由を明らかにした憲法に違反する弾圧です。以下、具体的な事例をみていきます。

(1) 2004年2月27日、「立川自衛隊監視テント村」の3人が自衛隊官舎に「自衛隊のイラク派兵反対」を訴えるビラまきを1月17日に行ったことが「住居侵入」に当たるとして、1ヵ月以上たってから不当逮捕され起訴され、75日間も勾留されました。

しかし、裁判官もご存じのことと思いますが、この3人の被告たちは昨年12月16日、東京地裁八王子支部で無罪判決をかちとりました。これに対して、検察側は不当にも控訴しています。

(2) 同年3月3日、03年11月の衆議院選挙の際に、休日に自宅近くでビラや赤旗号外などを配布したことが「国家公務員法」に違反するとされて、社会保険庁の職員が不当逮捕・起訴されました。

裁判の中で、警視庁公安部が11ヵ月も前から監視・尾行し、違法なビデオ撮影をしていた事実も明らかになりました。

(3) 同年12月4日、東京都立板橋高校の元教諭が、同年3月の同校の卒業式に来賓として招待された際に、石原都知事と都教育委員会による「日の丸・君が代」強制の異様さを報じた『サンデー毎日』の記事のコピーを配布し、国家斉唱の時はできたら着席をお願いしますと、保護者に言ったことを「威力業務妨害」罪にデッチ上げられて在宅起訴されました。板橋高校ではこの卒業式で9割の生徒が「日の丸・君が代」強制に対して不起立の抵抗を示しました。この弾圧はこれに対する報復にほかなりません。

(4) 同年12月23日、東京・葛飾区内のマンションで、共産党の区議会報告をまいていた支持者の男性が「住居侵入」で逮捕・起訴されました。

(5) 2005年3月の都立高校卒業式での「日の丸・君が代」強制拒否の不起立闘争を訴えるビラまきに対して、警視庁が弾圧体制をしき、2ヵ所で計3人(3月4日に町田市内の野津田高校で2人、3月8日には葛飾区内の農産高で1人)の労働者を「建造物侵入」を口実に不当逮捕しました。それぞれ、校長の通報でやってきた警察官が、高校の敷地外でビラをまいていた労働者に突然襲いかかり、有無を言わず逮捕したのです。

この不当な弾圧に対して大衆的な怒りが爆発し、翌日には校長交渉や警察署抗議行動が行われました。4日に逮捕された2人は、東京地裁八王子支部が検察官の勾留請求を却下し、さらに検察側の準抗告も棄却して、6日に釈放されました。8日に逮捕された労働者は、検察官が勾留請求もできず、翌9日に釈放されました。

「日の丸・君が代」強制で戦争教育への転換を策する石原と都教育委員会は、教育労働者の不起立の闘いが拡大することに恐怖して、このような弾圧に出てきたのです。

これらのビラまき弾圧は、自衛隊がイラクに派兵されているという戦時下における言論・表現の自由や政治活動の自由に対するの国家権力による不当な弾圧です。本件弾圧がこうしたビラまき弾圧の先取りとしての位置をもっていることがあらためて明らかになっています。こうした不当な弾圧をともにはねかえしてい

く中で、本裁判の勝利をかちとっていきます。

5 私は労働者の団結権破壊 = 戦争への道と闘い、絶対に無罪をかちとります

今回の弾圧は、戦争と民営化（労組解体）攻撃の鋭い現れであり、それに反撃する闘いを押しつぶそうする絶対に許せない政治弾圧です。

2003年3月20日に、アメリカ帝国主義は、イラク侵略戦争を始めました。しかし現在、ベトナム戦争以上の敗勢的泥沼にさがっています。

他方、日本帝国主義・小泉政権は、日米安保を世界戦争を遂行できる「日米枢軸」として再編・強化し、アメリカと一体化しつつ世界戦争に突き進む道を歩み始めました。

そして、戦後的な平和と民主主義に規定された価値観や社会のあり方を根底から転覆する攻撃が始まっています。戦争をやらないための仕組みであった労働基本権、教育基本法、地方自治法などの憲法体制を根本からひっくり返し、「戦争をやる」国家づくりに踏み切ったのです。それがこの05年から07年の間に貫徹されるか、それを阻止していくのかの大決戦がおとずれています。

だからこそその先取りとして、「暴力行為等処罰法」なる治安弾圧法を使って、4党合意にもっとも鋭く対決し反対している闘う国労組合員や国鉄闘争支援者を弾圧してきたのです。それは、1047名闘争を分断し、労働者階級の国鉄闘争への決起、反戦の闘いへの決起を押しとどめるためです。

私は無実です。5・27臨大闘争への弾圧はまったく許せない政治弾圧です。私が裁かれるいかなる理由もありません。裁かれるべきは、弾圧の張本人である国家権力と国労本部です。このことをはっきりと宣言します。

私はこの許し難い政治弾圧に絶対に屈しません。弁護団、家族、闘う国労組合員、「許さない会」をはじめとする支援のみなさんと固く連帯し、この弾圧を必ずや粉碎し勝利する決意です。全員無罪を勝ち取るまで闘います。